

令和6年「年間医療費のお知らせ」発行申込書

被保険者の記号・番号		
事業所名		
被保険者	氏名	
	生年月日	昭和 平成 年 月 日
	退職している時 記入して下さい	〒 - 市・町・村
住所 電話番号	電話 () -	
発行は、原則おひとり様1年に1回までとさせていただきます。 <u>以下のどちらかにチェックを入れてください。</u>		
令和6年1月～11月診療分 を希望する <input type="checkbox"/>		令和6年1月～12月診療分 を希望する <input type="checkbox"/>
<u>※発行は2月3日頃です。</u>		<u>※発行は3月3日頃です。</u>

注意事項

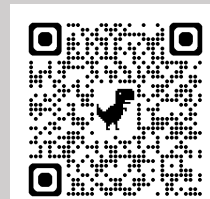
- 被保険者及び被扶養者の世帯単位で発行しています。
- 当組合が提供する健康情報提供サービス「PepUp」に登録している方は、PepUpにて「医療費のお知らせ」のデータをダウンロードして、e-Taxで医療費控除の申請が可能です。
※令和6年11月分の医療費データは令和7年2月末頃反映予定です。
- 医療費控除の対象となる支出で、記載されていないものがある場合があります。その場合、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)
- 「支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金がある場合など)があります。こうした場合には、例えば、「支払った医療費の額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
- 事業所経由で送付します。(退職されている方は当組合より自宅へ送付します)
- 医療費控除の申告に関する照会・質問等は、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。か、税務署へお願いいたします。
- 手続きに関する詳細は右記の国税庁が発行する「Q&A」よりご確認ください。

上記の注意事項を確認し、発行を申し込みます。

受付印

静岡県農業団体健康保険組合 殿

医療費控除に関する手続きについて(Q&A)
(国税庁)



健保チェック欄				
喪失者		住所		交付日